

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成24年1月20日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成24年1月20日(金) 午前9時58分～午前11時00分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席委員
部会長 竹井道男
副部会長 服部孝規
部会員 森美和子 岡本公秀 坊野洋昭
前田稔 櫻井清蔵
会長 小坂直親
副会長 片岡武男
議会運営委員会委員長 宮崎勝郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 事務局 浦野光雄 臼井尚美 松村大 渡邊靖文
- 6 案件 1 後期基本計画の審議の方法について
2 その他
- 7 経過 次のとおり

午前9時58分 開 会

○部会長（竹井道男君） おはようございます。

ちょっと10時にはちょっと時間がありますが、お集まりですので、第4回の検討部会を開会させていただきます。

きのうがちょっと雨が降って乾燥した気候から少しお湿りがあって、インフルエンザもはやっておりますので、少し乾燥ぎみの季節から少し湿ったようなところで、ちょっといいお湿りかなと考えております。

きょうは第4回の検討部会ということで、もうおそろいでございますので、早速開催させていただきます。

本日は、冒頭、委員の皆様には確認をお願いいたしたいと思いますが、今回の議題が今後議会運営委員会にかかわる部分もございますので、私のほうから議長にお願いをして、議会運営委員会の宮崎委員長にも傍聴という形で同席をお願いいたしておりますので、ぜひご承知おきのほうをお願いいたしたいと思います。

それでは、事項書に基づきまして進めさせていただきます。

まず後期基本計画の審査方法についてでございます。

これは、前回、議長からの提案もございまして、3月定例会に議案として提出をされます第1次総合計画、基本構想の変更と後期基本計画の策定についての審議ということで前回は議論をいただきました。委員会の付託ということで議論をさせていただいておまして、3月定例会に予算決算の常任委員会を設置して、そこで審査ができないだろうかということで前回議論をさせていただきました。少し委員の方にさまざまなご意見がございましたので、改めて前回提案をして審議をしていただきました基本構想の一部変更と、後期基本計画の策定についての審議の方法、それから審査の場所について改めて確認をさせていただきたいというふうに考えております。一応、ほぼ大方の意見としては、予算決算常任委員会の設置と、その部分での審査についてはあらかた、多くの議論がございましたので、きょうはあわせてお手元のほうには、そのときに、実際そうなった場合にどのような運用方法になるのかということで、事務局のほうに書類をつくらせるというふうなことも申し述べておりましたので、あわせてお手元にも資料がございます。ただ、その資料説明は、今冒頭申しましたように、審査方法が決まらなと説明に入れまないので、まず審査方法についてお諮りをしたいと思います。

私のほうとしては、時間的なもの、それからもう3月ですので、2月17日には議運があつて、3月議会が始まるという、一月程度しか期間がないということでもありますので、この際、予算決算常任委員会の設置と、そこでの審査ということでご提案をさせていただいて、皆さんのほうのご意見を改めてちょうだいいたしたいと考えておりますので、ご意見ございましたらお願いをいたしたいと思ひます。

櫻井委員が少し、前回、予算決算常任委員会の設置と、その審査についてご意見がございましたので、その旨、それでよろしいのかどうかということ逆を確認させていただければ、よろしいですかね。

櫻井委員。

○部会員（櫻井清蔵君） おはようございます。

設置に伴って、この間も言わせてもうたんですけれども、基本的に時間的なもんですわな。各個人

が持つておる時間とか、それから本会議での質疑のやり方とか、その辺がちょっとあったもので、それから各常任委員会での予算の審査のこととか、そういうことも踏まえて、この前ちょっと言わせてもうたんですけれども、いろいろこういうふうに段取りしてもらって、集中してやっていくと。会派の中で話をしたら問題なからうということで、前へ進んでもうたらどうかなというふうな形ですわ。

○部会長（竹井道男君） あと、坊野委員のほうも少しご意見ございましたけれども、方向性としてはよろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（竹井道男君） ありがとうございます。

それでは、前回、少し櫻井委員からも検討したいというふうな感じのご意見がございまして、結論を出さずに、今回結論を出すということでお諮りをさせていただきました。基本構想の一部変更と後期基本計画の審査については、これからご説明をさせていただきます予算決算常任委員会の設置を行った上、その中で審査をするというふうな方向性ですわ。最終的には議運の議論になりますので、そのような方向性を確認させていただいたということで、事務局から、その場合、どのような考え方で審査を進めていくのか、どのような委員会になるのかということをお手元に資料を作成させていただきますので、事務局から説明をさせていただきます。

それでは、事務局お願いします。

浦野事務局長。

○議会事務局長（浦野光雄君） それでは、お手元に予算決算常任委員会の設置に至る経緯ということでペーパーを見ていただきたいと思います。

まずは背景といたしまして、5点上げさせていただきました。まず上から2点につきましては、いわゆる地方自治法の縛りがあったということで、その常任委員会化につきましては、平成12年の地方自治法の改正によりまして、これまで人口段階別の常任委員会数の制限の規定がございましたが、この一部改正によりまして廃止となっております。その数につきましては、条例で定めることとなっております。ちなみに、改正前は人口30万人未満の場合は、4つの常任委員会というふうに規定がありました。これが撤廃されております。

次に2点目、これも平成18年の自治法の改正がございまして、このときには議員の複数常任委員会への所属が可能となりました。いわゆる1つの委員会しか就任はできなかったんですけれども、複数の常任委員会に所属が可能となっております。この2点が法的な制限がなくなったということでございます。

次に3点目に、平成19年の私どもの議会のことごうたってございます。平成19年の予算特別委員会から、これまで予算特別委員会と決算特別委員会で委員を半数ずつ分けておりましたんですけれども、議長と監査委員を除く全議員で審査することとなりました。

次、4点目でございます。議案は一体不可分のものでということで、一番下段の枠が設けてございます。議案不可分の原則というのがございまして、枠の中を先に読ませさせていただきます。

議案は一体不可分のもので、これを分割して扱うことはできないとする原則。特に予算案、これは自治法の215条に予算の内容の規定がございまして、まずは1号に歳入歳出予算、2号に継続費、3号に繰越明許費、4号に債務負担行為、5号に地方債、6号に一時借入金、7号に歳出予算の各項の経費の金額の流用といった予算の内容が示されております。全体が1つの議案であるということで

ございまして、これを分割した場合は、予算案の一部であって、予算案と言えないという不可分の原則がございます。これに反するというので、私どもは、特に補正予算につきましては、3つの常任委員会に分割をして付託してございます。これが1つのネックとなっております。

次、最後に特別委員会はということで、当初予算と決算については、私ども特別委員会をその都度設置しておるわけなんですけれども、常時提案されない議案や重要な案件、突発的な案件等を審査するものであり、予算や決算のように毎年必ず議案として出されますということで、本来、常任委員会で審査をするものであるという背景がございます。

それから、次にフローのカラー刷りがございます。これは渡邊のほうから説明をさせていただきます。

○部会長（竹井道男君） 渡邊主幹。

○議会事務局書記（渡邊靖文君） おはようございます。

続いて、予算決算常任委員会の審査フロー（案）について、ご説明させていただきます。

これまでは、各会計の当初予算及び決算は特別委員会のほうへ、そして各会計の補正予算はそれぞれ所管の常任委員会へ付託をしておりましたが、これからは付託先はすべて予算決算委員会となります。予算決算委員会での審査方法については、いろいろ考えられるわけでございますけれども、今現在の審査方法に近い方法でのフロー案となっておりますので、よろしく願いいたします。

補正予算では、予算決算委員会に分科会を置きまして、そこで審査することとなりますので、資料のように上段、当初予算決算議案があります3月、9月の定例会と、下段のそうでない6月、12月の定例会と2つに流れを分けてご説明させていただきます。

初めに、下段のほうの6月と12月の定例会のほうのフローについてご説明いたします。

この6月、12月ですと、予算関連の議案といたしましては、補正予算しかございませんので、本会議で予算決算委員会に補正予算が付託をされましたら、直ちに予算決算委員会を開催いたしまして、各分科会へ分担する必要がある場合がございます。いわゆる付託の付託、再付託のような形になるわけですが、あくまで分科会ですので、ここでは分担という表現をさせていただいております。

そして、分担が終わりましたら、産建、教民、総務、それぞれの常任委員会の開催の日に、冒頭は分科会を開催いたしまして、先に補正予算の議案のほうの審査を行います。冒頭、議案の説明を理事者から受けまして、質疑、それから委員間での自由討議と進めていただきます。分科会では、採決は行いませんので、当然討論もございません。分科会で採決まで行っている議会もございますが、いろいろ本等で調べました結果、採決はしないほうがよいと記載されている本が多くございました。あくまで議案の一部というふうな考え方でございます。分科会が終わりましたら、引き続き、その場合は常任委員会に切りかえていただきまして、従来と同じように補正議案以外の議案の審査が行われます。補正以外の議案の説明がありまして、質疑、自由討議、そして討論、採決と行っていただきまして、議案の審査が終了しましたら請願等の審査、また提出資料の説明、そして一般質問と、この辺は従来と同じような委員会の流れになろうかと思っております。

今までですと、ここで補正予算の関係も終了してしまうわけですが、今回は分科会ですので、採決まで行いませんので、改めて再度全体審査として予算決算委員会を開催する必要がある場合がございます。その予算決算委員会では、最初に分科会の各会長さんからの報告、分科会長の報告に対する質疑、委員会の自由討議を経まして、討論、採決を行っていただき、閉会日に本会議で予算決算委員会委員長

の報告というふうな流れになろうかと思えます。

この予算決算委員会の開催時期といたしましては、3つの常任委員会が終了してからという形になりますので、閉会日の午前中になるのではないかというふうに思っております。閉会日ですと、仮に追加議案等がございましたら、11時から議会運営委員会が開催されますので、その前ということで、一応案として、ここでは午前9時からというふうな記載をさせていただいております。

続きまして、3月、9月の当初予算、決算を含む場合のフローでございますが、この3月定例会に提案されます総合計画の基本構想の変更、並びに基本計画の策定に関する議案もここに含まれるということになります。先ほどと同様に、本会議で予算決算委員会に付託をされましたら、直ちにこの委員会を開催いたしまして、補正予算についてのみ分科会へ付託をしていただく形になります。当初予算及び決算、さらには総合計画に関する議案は、これまでの特別委員会での審査と同様に全体の審査ということで、その後というふうな形になります。分科会への分担からは先ほどと同じ流れになるわけでございますが、産建、教民、総務、それぞれ常任委員会の日に冒頭は分科会を開催し、補正予算の議案の説明があり、質疑、自由討議を経て、分科会が終わりましたら常任委員会に切りかえて、従来と同じように補正議案以外の議案の審査を順々に行っていただき、請願、提出資料の説明、一般質問というふうな流れになります。

3つの委員会が終了しましたら、従来ですと特別委員会が予算とか決算特別委員会が2日間開催されるわけですが、ここではそれが予算決算常任委員会というふうな形で開催をいたしまして、全体審査として開催をいたします。

初めに、総合計画、当初予算、決算議案の審査を行っていただく形になります。その審査方法については、これまでの特別委員会と同じように代表質疑、個別質疑、委員間の自由討議、討論、採決と、先に当初予算、または決算、または総合計画関係を審査を終了させていただきまして、その後に引き続いて、当初の分科会で審査をいたしました補正予算の全体審査に入る、ちょうどこの黄色の部分ですが、この流れになろうかと思えます。分科会長の報告、報告に対する質疑、委員間の自由討議、討論、採決と行っていただきまして、閉会日に本会議で委員長報告という流れになろうかというふうに思っております。

こうした予算決算常任委員会で審査することによりまして、メリットといたしまして、一番初めの資料、経緯のところにも書いてございますけれども、1つ目といたしまして、補正予算の審査について、詳細な審査は各分科会で行いますが、全体審査として予算決算委員会において、各分科会長の報告、報告に対する質疑、その後、討論、採決を行うことから、先ほど問題となっておりました議案不可分の原則に基づいた審査が可能となります。

2番目といたしまして、予算特別委員会と決算特別委員会を一本化することによりまして、表裏一体の関係にございます予算・決算について、より継続的、一体的な審査が期待できることが考えられます。

3番目といたしまして、補正予算について、従来の常任委員会への分割付託では、各議員の皆様が所属する委員会の所管事項しか審査することができなかったわけでございますが、分科会による審査の後、全体審査を行うことによりまして、他の委員会の所管事項についても全議員が審査に参加していただき、問題点を共有するということができることになろうかと思えます。以上、3つのメリットが考えられると思えます。

続きまして、先ほどのフローのもとになります予算決算委員会の内規（案）という2枚物でございますが、これにつきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず第1条、目的でございますが、これにつきましては、予算決算委員会の運営に関し、必要な事項を定めております。

所掌事務、第2条でございますが、予算議案、決算議案、並びに総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更、または廃止に係る議案の審査をこの委員会では所掌事務としてございます。

委員会の構成でございますが、議長を除く21名の委員さんで構成というふうに案としてさせていただいております。

この委員会には、4条で分科会を置くということで、分科会の名称と所管でございますが、名称は総務分科会、教育民生分科会、産業建設分科会で、それぞれ従来の常任委員会が所掌するものというふうな形で考えております。

分科会の所属、第5条ですが、委員の分科会所属は、今所属されております常任委員会と同一とするとさせていただいております。

次に、第6条で、分科会に会長と副会長を1人置くということで、これにつきましては、常任委員会の委員長さん、副委員長さんをもって充てるとさせていただいております。

次に、第7条では、審査の手順、先ほどのフローを文章で書いておりますけれども、各会計の当初予算及び決算、並びに総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更、または廃止に係る議案の審査は委員会において審査を行うということで、以後、「全体審査」というふうな表現をさせていただいております。全体審査では、議案の説明を受けた後、各会派代表による総括質疑、個別質疑の順に質疑を行っていただき、委員間の自由討議、討論を経て採決をするものとしております。ここは従来の特別委員会と同じような審査方法でございます。各会計の補正予算に係る議案審査は、委員会において各分科会へ審査を分担するというようにさせていただいております。以下、これについては「分科会審査」というふうな表現をさせていただいております。

分科会審査は、議案の説明を受けた後、質疑及び委員間の自由討議までを行いまして、討論、採決までは行わないものとさせていただいております。各分科会の会長は、議案の審査が終了いたしましたら、審査経過の報告書を作成いたしまして、委員会の予算決算委員会の委員長に提出するとともに、その委員会において報告するものとさせていただいております。

続きまして、第6項で、委員会では各分科会の会長報告に対する質疑、委員間の自由討議、討論を経て、委員会に付託された議案について採決を行うものとしてございます。ただし、分科会長への質疑については、各分科会長から報告があった部分、いわゆる審査の経過のみただすこととさせていただきまして、各事業等への内容には及ばないものと記述させていただいております。

第8条で、審査報告ということで、委員長が本会議において審査結果を報告するものとしてございます。

第9条、その他、この内規、または委員会条例に定めるもののほか、必要な事項は委員長が委員会に諮って定めるとしてございます。

この施行日につきましては、まずこの予算決算常任委員会を設置するには、委員会条例の一部改正が必要となってまいりますので、3月定例会の開会日でございます2月24日に先議というふうな形になろうかと思っております。条例改正後、直ちにこの委員会を開催いたしまして、正・副委員長の互選の

後、この内規の案についてもご承認いただくというふうな流れになろうかと思しますので、その開会日の2月24日を施行予定といたしております。

続きまして、次がこの予算決算委員会を入れた日程（案）でございます。

お手元に3月定例会の日程案、これは前回の議会運営委員会でご確認いただいた日程案でございますが、その中に緑色でこの予算決算委員会に係る部分を追記して、案とさせていただきます。

まず24日に、開会日で委員会条例の一部改正が可決をされましたら、その後、予算決算常任委員会を開いていただきまして、正・副委員長の互選というふうな形になろうかと思します。

それから、次に3月7日の緑の部分ですが、この議案質疑が終了いたしましたら、議案の委員会付託が本会議で行われます。そのときに、予算決算常任委員会に、今回の場合ですと、当初予算と総合計画関連と、補正予算もこの予算決算委員会に付託をされるわけですが、そこで補正の部分だけ委員会を開いていただき、分科会への分担というふうな行為が必要になってくると思します。

続きまして、予定の3つの委員会、13、14、15の3日間予定されておりますが、それぞれ各委員会の冒頭は分科会というふうな形で開催をしていただき、補正予算の審査を先に行っていただき、その分科会で補正予算の審査が終わりましたら、常任委員会に切りかえて、補正以外の議案の審査を従来と同じような方法で行っていただくという形になろうかと思します。

今回は、当初予算、総合計画関連がございますので、16、21、22と予算決算常任委員会が開かれる予定をしておりますが、初日は総合計画関係の審査になろうかと思します。21、22が当初予算関連になろうかと思しますが、当初予算関連の審査が終了しましたら、22日、最後になると思しますが、分科会の補正予算の審査の結果で分科会長の報告等をいただき、全体審査を行って、補正予算分の審査を採決まで行っていただくという流れになろうかというふうに思します。

続きまして、最後のA4の横の表でございますけれども、これは鳥羽市のほうが県内各市の予算・決算の委員会審査について調査をかけられまして、その結果が届いておりましたので、お配りをさせていただきます。

各市内の市議会の予算・決算の審査について、予算・決算を常任委員会化して審査しておりますのは、四日市、鈴鹿、伊賀、尾鷲となっております。そのうち四日市と伊賀だけは予算常任委員会、決算常任委員会と、予算・決算それぞれ分けて、2つの常任委員会として設置をさせていただきます。

○部会長（竹井道男君） 前回お話ししました予算決算常任委員会が設置された場合の内容について、今回説明をさせていただくということで事務局から報告をいただきました。

今報告をいたしましたのは、あくまでも事務局の案ということになってございまして、今回、各検討部会の委員の皆様からも設置についてはいいだろうというふうな、審査についてもその場所でもいいだろうというふうな確認をいただきましたので、この号につきましては、細かな内容、当然日程も絡んでまいりますので、この辺については議会運営委員会のほうにこちらからお願いをして、詳細な審査についてお願いしたいと。そうしないと、議運の領域までここは侵せないというふうに考えておりますので、この案を今回お持ち帰りいただきまして、各会派でまた十分吟味をいただきまして、その内容をもって、きょうは議運の委員長さんもおいでいただいておりますけれども、議運の委員長さんのほうから、この件についての招集をしていただき、その場で各会派からのご意見をちょうだいするというふうな方向で私としては進めさせていただきたい、そのように考えております。その内

容でよろしければ、もし今回この内容についてご質問等ありましても、なかなか内規やスケジュールは答弁が難しいと思いますので、背景やメリットのところ辺でご確認等ございましたら、まずその発言をお受けいたしたいと思います。

何か、背景やメリットのところで確認してみたいということがございましたら、ご発言をお願いいたします。特によろしゅうございますか。

櫻井委員。

○部会員（櫻井清蔵君） こういうふうに分けてくるんですけれども、原則公開という中で、その市民の人らが傍聴に当たって、今まで予算特別委員会は、インターネットでやっとならけれども、それはどういうふうに、分科会の場合とはかかるとして、全体のときにどういうふうな時間的な割り振りを考えておられるのかな。

まず市民の人らに予算特別委員会、決算特別委員会、テレビで放映しておるわな、全体の中で、これどこら辺までやるのかな、例えば議案の説明とか、討論、採決して、分科会の報告とか、時間的なものはどういうふうに考えておられるのかな、これ。

○部会長（竹井道男君） 一応、詳細については議運のほうにお願いをしようかというふうに考えておりますので、多分細かいところまでは事務局とまた調整してだと思えます。ただ、ちょっと調整の範囲なので私から余り逸脱した話をする、議運の委員長さんには申しわけないんですけど、議場を使うか使わないかで議論が次は出るんだろうと思えます。議場を使えばいつでも中継は可能だし、インターネットでも録画は撮れますので、だからどうやって、どの場所で審査をするのかというのを多分議運のほうで、ここで予算決算やっておりますけど、例えば最終報告は議場でやっとならば、それは十分使えます。すぐでも出せますので、そういう流れは少し議運のほうでお願いできないかなと。そういうご意見があったことは、きょう出席されておりますので、事務局のほうからも伝えますので、どうやってテレビなんかを使って公開をするんだというのは、ご意見として調整をしたいと思えます。ただ、議場を使えば可能というのは前からわかっているんですけど、どういう運用をするのかというのがまだ決まっていないので、議場を使えばすぐにもケーブルは流せますので、その旨はご意見として整理してまた伝えたいと思えます。公開のあり方ですね。

櫻井委員。

○部会員（櫻井清蔵君） この流れについてはいろいろまた検討してもらえと思うんですけども、この予算決算委員会をつくることは僕はええと思うんですけども、結局、冒頭、本会議で副市長がたらたら読んで、何ページを開いてくださいとか何かやっとなら。それは前から私は不満に思っておるんですわ。

だから、四、五年前かな、四日市市議会の予算の細部説明書というの、各科目で四日市市議会に問い合わせてもうたらええけれども、例えば一番簡単な工事、市道の新設工事、全長何百メートル、幅員がどんだけ、歩道がどんだけ。それで場所、あるいは金額まで書いてあったか。金額まで書くと、これなかなか難しいもんで、そういうような予算説明書があるわけやな。そうすると、確かに議場の市民の皆さんに主な予算項目はこんなことですよということは当然やっとならならんけれども、こうやって予算決算常任委員会というのをつくるんやったら、その資料をつくるのは簡単なんさな。各議員も事前に勉強できる。本会議場で何ページ開いてくださいと、附せんをぽっぽこぽっぽこ張って赤引いて、そんなばかなことせんでええように、主要事業というか、確かに人件費とかそんなもの

はわかるけれども、事業によって、浦野君の兄貴が総務部長をやっておるときに頼んだんさ。そうしたら、返ってきた返事は、四日市は職員の数が多いでできますのやという話さ。亀山市は職員がおらんでできやんと。ばかなことを言うなど。亀山市はわずか200億ぐらいの予算で、四日市の規模を見たら10分の1とは言わんけれども、できるんやから、そんな資料をして、わしらに1年間の市長の考えとることの資料のもっと細かいものを下さいと。

今まで言うた中でいろんな工事箇所の印ね、地図に落とし込んだり、そんなのやったもんで、できたらこの推進会議で予算決算常任委員会を設置するというのをやるんやったら、あわせて行政にも骨折らすと。

私の経験からすると、予算の細部説明を半日ですか2時間ですかと、こんだけでできましたと言って得意になっておる執行部の姿を見たもんで、どうせこういうのを設置するんやったら、そういう細部説明の各科目の資料を当然議会も推進して、もっと議論していこうということを前向きに考えておるんやで、その説明書を行政のほうに出すように言っていただければ、もっと私どもも勉強できるんやないかと、それで市民に説明できるんやないかと。

その本会議場の細部説明を除けとは言っていないで。それは市民の人に知ってもらうためには、それしてもらい、それ以上に私らは知るべきであるという資料が私は欲しいと思っていますので、それをちょっとっておきます。

○部会長（竹井道男君） 今、櫻井委員から、予算に関連するような説明書類が必要ではないかというふうなご提言がございました。予算に関しては、新規事業についても新規の評価表が出ておりますし、決算は主要施策ですけど、実はこの後、緊急的な検討項目は、もう1点、この後諮らせていただきますが、終わりますので、その後、どういうふうな議論をやるかというところに、実は一番今頭を悩ませていますのが、重要な政策を出す場合には、7つの説明責任のルールがあるよということを議会基本条例で設定がしてございまして、実はその内容が具体的に詰めてありません。ですから、できればこの内容を、今後、ご意見をちょうだいして、どういうものが重要な政策で、どういう説明する資料が要るよというふうなことを審査してほしいというふうに考えておまして、その中でも予算・決算だけではなくて、さまざまな説明要件というものが議会側から求めなければならないというふうに10条のところに書いてあるものですから、またその段階で少し、細かい内容は議運のほうにこういうご意見があったということで事務局から伝えますので、あと大枠的な議論を改めて、この検討部会で皆さんのご意見をちょうだいしたいというふうに考えておりますので、細かな部分では、そういうご意見があったということをお伝えをして、大枠的に今回の基本構想や基本計画もそうですけれども、説明とか内容、予算も今後実施計画についてきますので、そういうものを少しルール化して、市長のほうにも出さなあかんというふうになっていますので、櫻井委員のおっしゃる部分の一部つかまえて申しわけないんですけど、10条のところの議論を今後させていただきたいと思います。そこでもう少し時間をかけて精査させてほしいというふうに思います。細かな部分は議運のほうでまたどういうふうにするかは申し伝えますので、その辺でご理解をお願いしたいと思います。

余り細かいところに入りますと、議運のほうの審査に入りますので、一たんお持ち帰りいただきまして、各党派でご議論願って、議運のメンバーのほうへ、またいろんなご意見なり要望、それから不明な点等ございましたら、進め方等、まだあくまでも素案でございまして、その場面で審査できるように、ぜひこれから、時間一月もありませんので、またすぐに議運が開催されると思いますのでよ

ろしくお願いいたしたいと思います。

この件についてよろしゅうございますか。2つほどご意見いただきましたので、それは事務局から議運のほうへお伝えさせていただきます。

櫻井委員、どうぞ。

○部会員（櫻井清蔵君） 議運の委員長申しわけない。

ちょっとこの素案をつくってもらって、審査の7条の、そこで委員会では各分科会の会長報告に対する質疑、委員間の自由討議云々と書いてあって、ただし質疑については、各会長から報告があった部分（審査の経過）のみたすこととし、各事業等への内容には及ばないものとするを書いてあるんやけれども、結局、事業に対する反対討論があった場合、どうしても事業内容に踏み込まなならんわな、反対討論があったときは。会長の報告のとおりでございますということでは、なかなか進まんと思うんやわ。当然、反対討論があったときに、反対意見があった場合。その各事業等への内容には及ばないものとする場合は、どういうようなところをあれするのか。やっぱり分科会の会長が質問を受けます。それも……。

○部会長（竹井道男君） 小坂議長。

○会長（小坂直親君） それは前回の今までどおりの常任委員会の報告に対して、この間もあったように、この間は特殊やったけれども、ルールとしては委員長が審査経過だけで審査の中身はそれぞれ常任委員会が質問しておく。反対するせんは、中身については傍聴もあっていろいろあるので、反対もできると思うけれども、そこまで書くか書かんかは委員長の判断やで、審査の経過と結果だけを求めるのであって、中身について一々報告をしとらへんと思うの。だから、今までどおりの常任委員会の委員長報告に対してのやり方と一緒にあって、他の委員会については、それまでに全体会議があるんで、議論をすればすることができるので、委員長報告については、それをもって他の事業の中身までは及ばんというふうにしたい。今までどおりのやり方をやりたいということだけです。混乱を招くというおそれもあるし。

○部会長（竹井道男君） ちょっとここまで入ると議運のほうの話になってくるんで、確かに事務局との調整のときに少し研究する必要性があるというのは、分科会会長報告をどうするのかということですね。従来ですと、反対があったと。1人の反対ぐらいのときには、当然留保されていないんで、少数意見載せてほしいというところの手続とらん限りは載せない。ところが、今度は採決しないんですよね、分科会は。採決しない分科会の会長報告をどうするのかというのを、ちょっとこれは検討してもらわなあかなというふうに事務局に言ってあって、どういう内容を報告するのかと、こういう議論があったというのを並べていくのか。今までですと賛成多数で可決しましたというふうになっているんで、その辺が少し今後事務局としての調整が要るんかなという話はしていますので、これは議運のほうの議論に切りかわってきて、分科会会長報告のあり方もちょっと従来とは変わるんじゃないかなということは話していますので、またそれは議運のほうと事務局で少しどんな分科会会長報告のあり方にするのか、その議論する場がないんですよね、今。

分科会会長報告はどこで議論するんやと。正・副委員長会議でも開いてもらってやるのか、議運でやるのかとか、そういうところも取り決めがなくて、会長報告の内容はだれが議論できるんやというのと、今のところ議長がするか、議運がそこまでするんやろかというふうな話にもなって、だから正・副委員長会議でも開いて、分科会の報告はどんな格好にしたもんですかねというふうな議論も、多分3月

に間に合わなくても、ちょっとこれをやっておかないとちょっと複雑かなと。議決とってないんでね。賛否とらん報告ですので、分科会の審査の内容を報告せなあかんということに今度なってくるんで、これ当然賛否あれば、そういうふうな内容も載せなあかんかもしれません。今までは少数意見で載せてくれと言わん限りは、それは無視されておったわけですので、ちょっとその辺もちょっと手続上、研究が要るかなあということは事務局との打ち合わせではしていますので、それと審査がもう一遍できんのかということだと思うんですね。他の委員会にわたるものを他の委員会が入るのかということも、これも従来のパターンですと何にもできませんわね、報告だけで終わりますので。ですから、少しその辺はここで議論してしまうと議会運営上の議論になりますので、また議運のほうでもうちょっと議論を詰めさせていただこうかなと。

櫻井委員。

○部会員（櫻井清蔵君） 例えば、その内容によって、審議未了やと、継続したいと、そういうものが出てくるわな。そのとき困ると思うんやわ。ほかの人は、継続せんとそんなもんええやないかといったときに、やっぱり委員会というか分科会というか、ある程度尊重もしてもらわなあかんでな。

（発言する者あり）

○部会長（竹井道男君） 櫻井委員。

○部会員（櫻井清蔵君） だから、予算を絡む議案が出た場合、その議案内容が不十分な場合があるわけや、予算がな。議案に絡んだ予算案が出てきたと。そうすると、当然議案内容で、例えば今は規則は出ていないけれども、規則を出してほしいと。規則を見てから予算を認めよと、この部分は悪いやないかと。議案内容によって、ちょっとこれは一時凍結とか出てくるわな。そんなときに、分科会長はどうやって報告するんや。

○部会長（竹井道男君） そこら辺がまだ多分十分煮詰まっていなくて、常任委員会で議決をとれば一つの方向は出るわけですけども、実際は議決をとらずに最後は予算決算常任委員会が議決の場ですので、だからそこが幾ら反対しようが、あったじゃないですか。どこかの委員会で反対したけれども、最終的に本会議でオーケーになったとか、賛成したけど反対になったとか、それは今でもあり得るんで、だから委員会を尊重はすべきですけど、ここ一、二年の亀山市議会の運営を見ておると、委員会の議決イコール本会議の議決になっていないケースが2回ぐらいたしかあったと思いますので、やっぱりそれは最後の予算委員会ですかね、そのために21人で構成する委員会でもう一遍、これ委員長に諮って、もうちょっと慎重な審査をしたいんでと申し出ながらやるのかどうか、この辺はちょっとわからない、今のところ案だけですので。それはちょっと議運でもう少し、逆に議運のほうで詰めてもらったほうがいいんじゃないかと。ここでやってしまいますと、議運の領域までとってしまうんで、ほぼ同じようなメンバーの人が議運に上がってきますので、ただ2人会派は発言できなくなりますけど、会派の議論でお願いしたい。

ただ、多分変えていかないかん、次々と。すぐに決まるもんじゃないと思いますので、それは宮崎委員長のほうに汗かいていただいて、少しこんな議論もあったということを入れていただきながら、お願いしたいと。

櫻井委員。

○部会員（櫻井清蔵君） そうするとやっぱり場所やわな、やる場所。

○部会長（竹井道男君） 当初、予算決算を中継するときに本会議場という話もあって、物理的に無

理だということで今ここでやっていますが、やる気になったら、理事者を呼ばなければ十分やれる範疇でもあるし、それはまた議運のほうでどの場所でやるのか、また公開性が重要であれば、どこでやるのかという議論をお願いしたいと思います。広聴広報委員会もありますけど、そこでは難しいので、議運のほうで議論させていただきたい。きょうはご提起になった懸案については、そういうこともありまして、委員長にご無理願って傍聴をお願いいたしましたので、また事務局で整理をして伝えます。

(発言する者あり)

○部会長（竹井道男君） どんどん変えていくための会議ですので、また1回終わって、必要なら修正をするということで、この場面でご理解をお願いいたします。

服部副部会長。

○副部会長（服部孝規君） 櫻井委員が言われるのは、この6の書き方が非常に誤解を招きやすいような書き方やと私思うんですわ。例えば、この事業については問題あるやないかと。それについて、委員会でどんな議論がされたんやということについては聞けると思うんですよ。これは審査の経過やからね。ただ、問題がある、これについてどう考えるんやというような、理事者にたやすうなことはできないという、そこの部分のいわゆる線引きやと思うんですよ。だから、事業の内容を取り上げて、それについてどうやったんや、委員会の審議はということは何も聞ける。そういう意味での、事業の内容には及ばないという意味は、そういうものまで排除するという意味ではないと。これは問題あるやないかと。その点について委員会の審査はどうやったんやということは、僕は審査の経過という部分で十分聞けるんやないかと。

ただし、理事者に対して聞くような、これ問題あるがどうなんやというような、理事者に対して問うような質疑というようなことはできないという意味で、内容には及ばないという書き方やというふうに理解しておるんです。そうでないと言えやんわな、何も。そういう意味で一緒やな、今までとな。

○部会長（竹井道男君） 本会議でも議案質疑はきっちり担保していますし、そういう意味では、亀山市議会としては、議案審査の場所をきっちり設けてありますので、その後、重要な案件については議運のほうで諮りながら、また全体会をやればいい話ですよ。予算決算常任委員会を分科会付託前にやることも可能なわけなんで、それはまた議運のほうで調整して、運営方法を決めていただければいいかなと思いますので、ここは余り深く入らずに、また次の議運のときにご意見をまたぜひ出していただきたいと思います。

日程についても、あくまでも案であります。これ議運が決めるものでありますので、一応、事務局が考えた案ということでご確認をお願いいたしたいと思います。

一応、この項については、この後、議運のほうにお願いをして、議運のほうで細かな点、また調整点があったら調整をして、3月議会に間に合うような形でお願いいたしたいと思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。それでは、1の項を終わらせていただきます。

それでは、その他の項で何点かございまして、まず前回、議員定数条例のお話をさせていただきました。今、告示で条例のかわりをしているということでご報告をさせていただきました。ただ、条例をつくるということは、イコール22の数字をいじることということになるので、前回少しご議論もございました。きょうは、各会派の意向というよりも、各個人の議員の意向になりますので、定数をいじるのに違和感があるというふうなお声がどこからでもあれば、この検討部会では取り扱わないと、あくまでも個々の議員の中の対応としてやりたいというふうに前回も申しましたので、例えば、仮に

定数をいじるというふうに一致しても、また数字の問題も出たりしますので、私としては、最終的に条例制定についてはやるべきとは考えておりますけれども、数字をいじるということになってまいりますので、この場所では非常に難しいというふうな理解をしております。そういうこともあるので、最終的に定数をいじることに對して、今の段階で各議員の判断になりますけれども、違和感があるというところがあればご発言をいただいて、もしそういう会派なり、異議があるということであれば、推進会議の中では議論をしないというふうに決めたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

櫻井委員、どうぞ。

○部会員（櫻井清蔵君） 私のところは2つあるんやわ。減らせというのと、そのままええというのが。今言われたように個々の議員の対応でええと思うんやわね。ここで言わんでも。

○部会長（竹井道男君） 櫻井委員からはそういうご発言で。

○副部会長（服部孝規君） 私たちの会派は前から22で行けと、安易に定数は減らすなど。民意を酌み上げる大事なツールやということで言っていますので、22を減らすということについてはしないという考え方であります。

○部会長（竹井道男君） わかりました。

一応お2人、前回もご発言があったところですが、そういう個々の議員の意見が絡む内容ですので、これについては検討部会ではやらないということで確認をさせていただきたいと思っております。また、どういう動きをするかは個々の議員の判断によってお願いをしたいと。ですから、一たん、定数条例の制定については、このような議論は検討部会でやらないということで結論を出させていただきます。

それから、先ほども少し報告をさせていただきましたが、この前、私案ということで、3つほど緊急をお願いをしたいということでお話をさせていただきました。それについては今回大体整理がつかまして、あと今後Aランク、Bランク、Cランクといろいろありますので、進めていかなきゃならない項目がございます。一たん、正・副委員長のほうに引き取りをさせていただいて、少し精査をした上で改めてもう一度皆さんのほうにご提示をして審査する内容を決めたいというふうに考えております。

ただ、今の段階で少し考えておりますのは、先ほど言いました10条に書いてあります重要な政策の位置づけというのがございまして、何が重要な政策なんだという、この定義ができておりませんので、この辺のご議論をお願いしたいということと、もう1点、各議員がいろんな審査会なりに委員として出ている、これは代表者会議でも議論になっておりましたけれども、この辺がどうあるべきかということも、できれば議会がどこまで市のほうへ参画していくのかという議論もできればやりたいなというふうに考えております。これは代表者会議でも資料も出ておりましたので、少しもう一度整理をした上でやりたいなど。一応この2点ぐらいをまずはやりたいと。特に各審査会の派遣については、市のほうの条例改正も絡んでまいりますので、少し議論した上で、必要性があれば議長から申してもらわなければあかんというふうなこともございますので、特にこの2点ぐらいを少し資料整理してやらせていただきたいというふうに考えております。

その他、もしございましたら、また事務局のほうに申し出願えれば、Aランクの部分で特に先に進めたいというのはその辺でございまして、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、次回の日程については、一応4月ぐらいをめどに考えたいと。毎月やるほどのボリューム

ムもありませんし、特に2月は17日から議運が始まりますので、一応4月に今話をしました内容を少し整理をして、資料も含めて用意をさせていただきまして、4月中に一度やりたいと。ただ、日程については、また改めて3月議会中ぐらいにお諮りをさせていただきます。多分中旬から後半ぐらいになるというふうに考えておりますので、また改めて早目に皆様のほうへは日程の確認をさせていただきますので、これについてもよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、最後にお手元にいろんな資料を事務局のほうから用意をいたさせました。今、議会改革、議会改革といろんなことを言われておりますけど、少しそのような資料が出てまいりましたので、事務局からその内容について報告をいたさせます。

浦野事務局長。

○議会事務局長（浦野光雄君） それでは、お手元に議会改革度調査2011ランキング、早稲田大学マニフェスト研究所ということで、新聞の記事も一緒に写しをつけてございます。昨日19日の中日新聞で掲載されておりました。この調査が、昨年8月に地方議会、県議会、市議会、町村議会を対象に調査が行われました。回答の結果が、ちょうどランクづけという形で掲載されております。

新聞記事の4行目に、アンケートは2010年に続き2回目ということで、昨年8月に全国1,789の地方議会を対象に実施し、75.8%の1,356議会の回答がございました。内容的には、情報公開、住民参加、議会機能強化の3項目を独自基準で採点し、100位まで発表がございまして、亀山市議会は59番目の順位でございました。ちなみに2010年は61番目でございました。

それから、もう1枚のペーパー、議会改革関係の視察（来市）の一覧表という形で、これまでに各市議会から、まず特別委員会についての視察が10市からございました。それから基本条例、また議会改革についての内容の視察が15市ございまして、21年1月からこの2月6日まで予定が入っているんですけども、全部で25市町の議会から、こういった視察の対応させていただいている現状でございます。当時の委員長、竹井委員長のほうにもお世話になって、全部対応をお願いしている状況でございます。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） たまたま中日新聞に19日付で「議会改革三重県2位」という記事が載ったということで、亀山市も一番下に59位となっておりますので、少しこういう資料を提出させていただきました。どういうわけか亀山市への視察が随分多くなっておりまして、理由はよくわかりませんが、非常にいっぱい来ていただいております。ただ、多分この後もこの検討部会でもご議論をいただかなきゃいかんのが、住民参加というところが多分今一番弱いので、この部分を補強しますと、一気にランクもまた上がってくるということで、また今後、皆様のほうのお力をいただいて、少しずつその辺に向けて、また議論を重ねていきたいというふうに考えておりますので、いろんな方にもし聞かれましたら、一生懸命やっておるということだけはお報告をお願いしたいというふうに思います。

ちょっと時間が早いですけれども、予定をいたしました内容については終了いたしましたので、一たんここで締めさせていただきたいということで、前段の部分は議運のほうでお願いすると、それから4月以降については、改めてもう一度きっちり整理をして4月中旬以降ぐらいで開催をして、新たなテーマでまた取り組みを進めていきたいと考えております。

特にご意見等がなければ、これで終わりたいと思います。よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○部会長（竹井道男君） ありがとうございます。それでは第4回の検討部会を締めさせていただきます。

きます。どうもありがとうございました。

午前11時00分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 24 年 1 月 20 日

議会改革推進会議検討部会長 竹 井 道 男